

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 2 月 21 日 (火) 第3290号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 1
 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 1
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
 ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (2件) (水産振興課取扱い) 2
 ○道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
 ○道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告 (商工政策課取扱い) 3

教 育 委 員 会 規 則

- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (※) (学校施設課取扱い) 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 188 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 2 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
垂水徳洲会病院 訪問介護事業所	垂水市田神12番 地2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成29年 3月31日	訪問介護
垂水徳洲会病院 訪問看護事業所	垂水市田神12番 地2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成29年 3月31日	訪問看護
垂水徳洲会病院 通所リハビリテ ーション	垂水市田神12番 地2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成29年 3月31日	通所リハ ビリテー ション

鹿 児 島 県 告 示 第 189 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 2 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所ひなたぼっこ	出水市野田町上名830番地4	株式会社めだか	出水市西出水町1243番地	田中 初代	平成28年7月31日	居宅介護支援
垂水徳洲会病院居宅介護支援事業所	垂水市田神12番地2	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成29年3月31日	居宅介護支援

鹿児島県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年2月21日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ミニデイサービス花海家	鹿屋市花岡町6268番地	社会福祉法人恵仁会	鹿屋市下祓川町1800番地	池田志保子	平成29年2月28日	介護予防通所介護
垂水徳洲会病院訪問介護事業所	垂水市田神12番地2	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成29年3月31日	介護予防訪問介護
垂水徳洲会病院訪問看護事業所	垂水市田神12番地2	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成29年3月31日	介護予防訪問看護
垂水徳洲会病院通所リハビリテーション	垂水市田神12番地2	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成29年3月31日	介護予防通所リハビリテーション

鹿児島県告示第191号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年2月21日から同年3月7日まで枕崎市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年2月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
枕崎市汐見町69番地 松永真二
枕崎市白沢東町392番地 藤田猛
枕崎市塩屋北町344番地 田畑明寿
- 2 加入区
枕崎加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
枕崎市漁業協同組合

鹿児島県告示第192号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出

があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 2 月 21 日から同年 3 月 7 日まで谷山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島市坂之上一丁目59番10号 横山幸二
鹿児島市和田一丁目31番40号 古川俊雄
鹿児島市坂之上一丁目58番6号 横山義幸
- 2 加入区
谷山加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
谷山漁業協同組合

鹿児島県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 2 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	北永野田小浜線	霧島市国分中央五丁目1089番6地先から同市国分野口東1296番2地先まで	前	8.0～15.0	37.0
			後	14.0～35.0	37.0

鹿児島県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年 2 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	北永野田小浜線	霧島市国分中央五丁目1089番6地先から同市国分野口東1296番2地先まで	平成29年 2月21日

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から意見を聴取し、及び同条第2項の規定により住民等から意見書の提出があったので、これらの意見を平成29年 2 月 21 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成29年 2 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) アクロスプラザ与次郎
鹿児島市与次郎一丁目7番30 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成28年9月16日
- 3 意見の概要
 - (1) 鹿児島市
 - ア 交通関係について
 - (ア) 周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。
 - (イ) 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。
 - イ 駐車・駐輪場について
 - (ア) 本件駐車場については、不特定多数の方が利用する駐車場として取り扱う場合、駐車場法第11条に定める構造・設備の技術的基準の適用を受けるが、本件駐車場の出入口No.3については、次のとおり、出口と入口が10m以上分離されていないので、技術的基準を満たす必要がある。
(駐車場法施行令第7条関係)
 - a 駐車のために供する部分が6,000㎡以上ある場合、入口と出口を分離した構造とし、入口と出口を10m以上隔離しなければならない。
 - b 本件駐車場は駐車のために供する面積が6,000㎡を超えるが、出入口No.3については出口と入口が10m以上分離されていない状況である。
また、本件駐車場を専用駐車場として取り扱う場合、本件駐車場が専用駐車場であることを明示することに加え、駐車場の出入口で管理人等が一般の利用を排除するなど、厳密に当該建物の利用者のみ利用に限定しなければならない。
なお、このような対応がなされない場合は、不特定多数の方が利用する駐車場として、駐車場法の適用を受けるので注意すること。
また、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)によると、『駐車場の出入口の位置は基準に則したものとなるよう努めるものとする。』とされている。
本件駐車場については、利用者が多い事が予想されることから、出入口付近や駐車場内の歩行者の安全確保に十分配慮し、事故が起らぬよう対策を講じること。
 - (イ) 今回の計画内容は、平成28年6月16日付で提出された自転車等駐車場設置届書の計画内容と異なっているので、変更届を提出すること。
 - (ウ) 周辺の市道を扱う際は、事前に道路工事施行承認申請を提出すること。
 - (エ) オープン時及び繁忙期には、誘導員の配置を含め、安全確保のための十分な対応を図ること。
 - (オ) 車両の出入口周辺においては、見通しの確保に配慮すること。
 - ウ 環境保全(騒音・廃棄物等)について
 - (ア) 防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持について、十分な対策を講ずること。
 - (イ) 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設(圧縮機)を有する事業所であることから、設置工事の30日前までに届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。
 - (ウ) 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上であるので、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
 - (エ) 排水について、下水処理区域内に位置することから、公共下水道に接続を行うこと。

- (ハ) 配送車等の通行は経路、時間帯を考慮し、騒音、振動等で周辺事業所、住民に迷惑をかけないこと。
- (ニ) 店舗周辺住民等から騒音、振動等に関する苦情の申し立てがあったときは、誠意をもって対処すること。
- (ホ) 廃棄物については、リサイクルに努め、処分するときは廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づき適正に処理すること。

エ 都市計画について

- (ア) 当該地は、都市計画において「与次郎ヶ浜地区地区計画（交流・娯楽地区）」に指定されており、地区整備計画で物品販売業を営む店舗以外は建築できないことから、届出書（P 5）に記載の併設施設である「サービス施設」の店舗の決定にあたっては、事前に都市計画課と協議すること。

オ 景観について

- (ア) 平成28年 5 月 19 日付第28－22号の景観計画区域内行為届出書のとおり、届出の内容を確実に履行し、本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。
- (イ) 屋外広告物を掲出する場合には、景観に配慮したものとし、本市屋外広告物条例を遵守するとともに、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

カ 建物について

- (ア) 今回の計画で建築物を建築する際は、建築基準法及び関係規定を遵守すること。

キ 避難所について

- (ア) 本市では、津波災害に対する避難体制を整備するため、緊急的・一時的な避難場所として津波避難ビルの指定を推進しているところである。

今回の立地場所は標高が 5 m 未満であることから、以下の要件等と照らし合わせ、可能であれば津波避難ビルの指定について協力を頂きたい。

（津波避難ビルの指定要件）

- a 耐震性：新耐震基準（1981年（昭和56年）施行）に適合
- b 構造安全性：3階建て以上（又はそれに相当する高さ）かつR C（鉄筋コンクリート）又はS R C（鉄骨鉄筋コンクリート）造
- c 対応可能時間：24時間避難が可能なこと（守衛等の対応でも可）

（利用・運用期間）

津波避難ビルの利用・運用の開始・終了時期については、以下を基本とする。

- a 強い地震（震度 4 程度）が発生し、津波警報が発表されたとき。
- b 津波警報の解除をもって、利用・運用を終了する。

ク その他

- (ア) 地域住民等の安全に十分配慮しながら、所有・占有・管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (イ) 従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。
- (ウ) 今回の既存施設の取り壊しに伴う整地等の行為は、都市計画法第29条に基づく開発許可、宅地造成等規制法第 8 条に基づく宅造許可及び「鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例」第13条に基づく届出は不要である。

(2) 鹿児島市において事業活動を行う者

業務上の利便性や周辺の交通状況に大きく影響することから、出入口No. 3を移動するべきと考えます。

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2 月 21 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第1号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

第11条中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

第13条第1項中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

第2号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第8号様式及び第13号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「中」の次に「，義務教育」を加える。

第15号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第17号様式中「高等」を「小，中，義務教育，高等」に、「各種学校（小，中）学校」を「各種学校」に改める。

第18号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「小（中）」を「（小，中，義務教育）」に改める。

第20号様式中

「平成 年度学級編制予定表 小 学 校（分校） を（平成 年 月 日現在）」

「小 中 学 校（分校） に，「平成 年度（現年度）」を 年度学級編制予定表 義務教育（ 年 月 日現在）」

「 年度（現年度）」に，「平成 年度（来年度）」を「 年度（来年度）」に改める。

第23号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第25号様式及び第27号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「中」の次に「，義務教育」を加える。

第29号様式及び第30号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第20号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年2月21日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRシティハンター3H1BX4	株式会社平和	6P1660
ぱちんこ遊技機	CR南国育ち羽根9BU	株式会社アムテックス	6P1680
ぱちんこ遊技機	CR秘宝伝2L01	株式会社大都技研	6P1429
ぱちんこ遊技機	CRビッグorスモールEJ	タイヨーエレック株式会社	6P1715
ぱちんこ遊技機	CRひぐらしのなく頃に2D	株式会社大一商会	6P1664
ぱちんこ遊技機	CRテレサ・テン2NM-R	株式会社大一商会	6P1685

ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ仮面ライダーフルス ロットルL1	京楽産業. 株式会社	6P1197
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ仮面ライダーフルス ロットルS2	京楽産業. 株式会社	6P1233
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ必殺仕事人V-S T 1	京楽産業. 株式会社	6P1572
回胴式遊技機	ケロロ軍曹/A2	株式会社大都技研	6S1378
回胴式遊技機	SHAKE III SIDE-A/A 7	株式会社大都技研	6S1514
回胴式遊技機	押忍! 番長3/A5	株式会社大都技研	6S1594
回胴式遊技機	パチスロ1000ちゃんα/JX	株式会社オーイズミ	6S1291
回胴式遊技機	パチスロラストエグザイル銀翼の ファミ/SX	株式会社オーイズミ	6S1695
回胴式遊技機	逆転裁判/ZW	株式会社エンターライ ズ	6S1366